

藤木スポーツ広場管理要領

(目的)

第1条 この要領は、藤木スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）の管理運営について必要な事項について定めることを目的とする。

(使用の申込)

第2条 スポーツ広場を使用しようとする者は、インターネット、電話、窓口のいずれかの方法により、笛吹川水系発電管理事務所長（以下「所長」という。）から許可を受けなければならない。

(使用者の範囲)

第3条 スポーツ広場の使用は、原則として地元（甲州市、山梨市）居住者とする。ただし、所長からの許可を得たときはこの限りでない。

(使用受付期間等)

第4条 スポーツ広場の使用申込の受付は、利用月の3カ月前からとし、地元居住者（甲州市、山梨市）以外については、2カ月前からとする。

2 電話、窓口における受付期間は午前9時から午後5時までとする。ただし土曜日、日曜日、祝祭日は受け付けない。

(使用中止の届出)

第5条 スポーツ広場の使用許可を得た者が、使用予定を中止する場合は電話等により速やかに所長に届出なければならない。

(貸出単位)

第6条 1回の貸出時間は、午前、午後、1日を1単位とする。

(貸出の制限)

第7条 平日の利用は月5単位、土曜日、日曜日、祝祭日の利用については、月2単位を限度とする。

ただし、利用日の5日前までにスポーツ広場の利用予約がない場合は、この限りでない。

(貸出時間)

第8条 スポーツ広場の貸出時間は日の出から日没までとする。ただし、所長が必要と認め許可を得たときはこの限りでない。

(鍵の貸出)

第9条 施設利用者は利用にあたり、原則利用日当日（土・日・祝日利用の場合は利用日直前の平日の窓口受付期間内）に鍵の貸与を受けなければならない。ただし、所長からの許可を得たときはこの限りでない。

(鍵の返却)

第10条 使用後は、鍵を返却させること。なお返却日が土曜日、日曜日、祝祭日及び平日の午後5時を過ぎる場合は管理事務所入口の郵便受け（グラウンド、テニスコート鍵返却口）に返却すること。

(使用の禁止)

第 11 条 所長は、次の各号に該当すると認めるときは退去を要求し、又は使用を禁ずることができる。

- 1 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき
- 2 目的以外に使用し又は転貸をしたとき
- 3 管理上必要があるとき
- 4 この要領に定める条項に違背したとき
- 5 山梨県（企業局）の要請により、利用を制限するとき。

(使用中の事故)

第 12 条 所長は、スポーツ広場の使用に係る事故については一切責任を負わない。

(使用料)

第 13 条 スポーツ広場の使用料は、無償とする。

(損害の賠償)

第 14 条 使用者は、スポーツ広場の施設その他の物件をき損し又は滅失したときは、何人の所為であっても所長の定める原状回復に必要な損害額を賠償しなければならない。

(使用後の処置)

第 15 条 使用者は、使用後必ず清掃し、貸し出された鍵、用具等を所定の位置に返還しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めのない事項については所長の指示にしたがわなければならない。

付 則

この要領は、昭和 52 年 9 月 15 日から実施する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。